

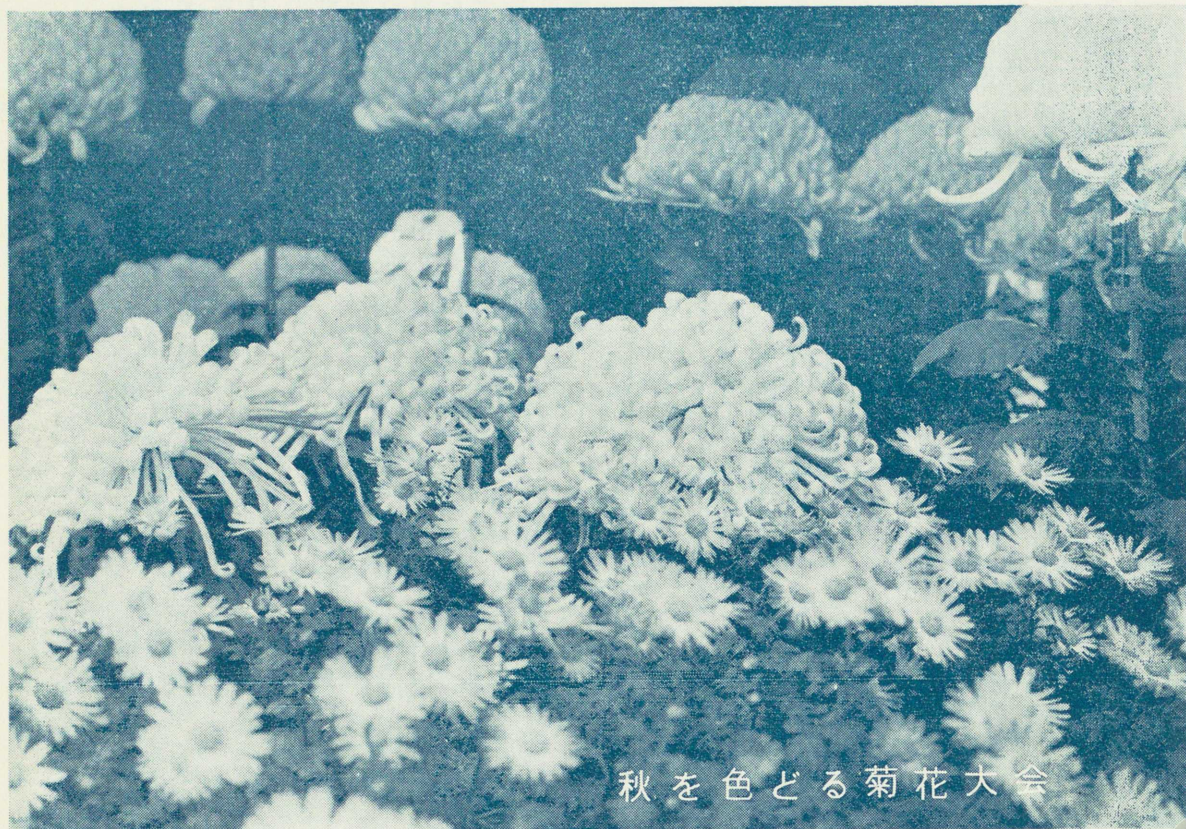
報江町

昭和38年11月17日発行 第30号

38. 11. 1. 現在(推計人口)

人	男	16,960人
	女	16,345人
口	計	33,305人
世帯数		9,541世帯

発行 江町役場



第一期給水区 域内の水道工 事開始

町営水道五ヶ年計画のうち
第一期分の工事が、十月中旬
から三井建設株式会社により
開始されました。

今回の工事内容は、第一、
第二水源新設(深井戸)、配
水管布設、排水設備等の工事
で、配水管の総延長は約一万
二千メートルとなり、制水弁
一一六個、消火栓五五個所と
なっています。

都道に配管する工事は、交
通の支障を考えて夜間工事を
進めておりますが、沿道の皆
さんにはご迷惑と思いますが
工事促進の見地からご協力を
お願いいたします。

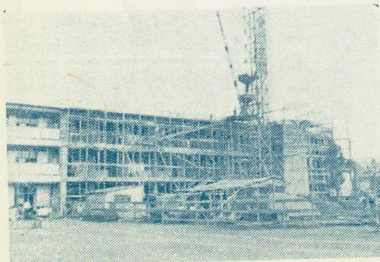
また町道内の配管工事は昼
間に行ないますが、なに分
も道路を掘ることから、
交通の支障になることは避け
られませんが、これまた沿道
の皆さんのご協力を切に願
います。

水道工事起工式举行

町営水道新設第一期工事の
起工式は、十月二十二日午前
十時から、第二水源用地で議
員はじめ多数の来賓の出席の
もとに挙行されました。

第一小増築工事順 調に進む

第一小学校増築工事は、さ
る七月着工以来順調に進んで
おり、十月末に屋上までコン
クリート打込作業が完了、現
在内部造作工事施工中ですが
来春二月上旬完成の予定で
す。(鉄筋コンクリート三階
建延一三四〇平方メートル)



都市ガス誘致

第二次計画実施決定

ガス誘致について、第二次計画を強力に推進してきましたが、今回実施することに決定しました。

実施地域の皆さんには、十月二十六日および十月二十七日の両日第一、第三小学校において説明会を開催しました。

工事費は岩戸地区（岩戸のほとんどおよび寛東の一部）外管工事費（一件当り均等負担額）一、三〇〇円多摩川地区（下和泉猪方のはとんど）一〇、二五〇円です。

内管工事費（道路と宅地の境界線からガスメーターを経てガスせんまでの導管を敷設する費用）は各家庭の使用量により異なりますが、炊事用とガス風呂を使用される場合は一戸当り六三〇円です。

外管と内管の工事費合計額が、ガスを敷設するための費用です。

ガスを敷設する場合は組合をとおして申込みください。

人権が犯されたとき

基本的な人権が犯されたと思われる場合には、泣き寝入りすることなく、最寄の人権擁護委員に申し出てください。口頭でも書面でも差し支えありません。人権擁護委員は、申し出た人の身の上や、事情をもらしたり、男女の別身分の上下、財産の有無により差別しません。厳正公平に解決を図り、被害者の人権を擁護するため努力しておりますから次のような場合はどしどし申し出て自分の人権の擁護保持に努めてください。

一、前借金等で無理に体をしぼられていたりとき
二、ボスや顔役に暴力や威力で金品を要求されたとき
三、近所の人から村八分（共同絶交）にされたとき
四、公務員からヒドイ圧迫や行過ぎた処置を受けたとき
五、騒音、汚物、煤煙等の公害があつたとき
六、出版物（新聞、雑誌等）などにより名誉、信用を傷つけられたとき
七、その他基本的な人権が犯されたと思われるとき

毎月第四水曜日の午後一時から四時まで人権身上相談を役場で開いておりますので、この期をご利用ください。

検 察 官 の 目 付 役

できてから十五年目に

犯人を裁判にかけるのは検察官だけしかできません。この検察官の仕事のやりかたを国民が監視する制度が検察審査会です。この制度は昭和二十三年七月に設けられたので今年はできてからちょうど十五年になります。

検察審査会は十一人の審査員で構成されています。この審査員は公職選挙法の選挙人名簿から、くじで選ばれた人で、その任期は六ヶ月です。いままで当町からは奥嶋喜一氏以下十一名の審査員が選出されています。この審査会は全国のおもな裁判所内にありそこに事務局があります。

ご相談は八王子検察審査会（八王子市明神町一六五裁判所の事務局にどうぞ。

秋の全国火災予防

運動はじまる

十一月二十六日から十二月二日まで、秋の全国火災予防

運動がはじまります。狛江町でも町の消防本部と消防団が

行なっております。人権擁護委員の住所氏名は次のとおりです。

小尾外征年 和泉一三〇五
電話（四一六）五八三〇
本領信治郎 小足立六二〇
電話（四一六）八八五六

主催となつて狛江地区災害防止協会および各種団体の後援によつて狛江町全般にわたつて火災予防運動が展開されています。

また本年の運動は次のことをテーマとして実施されるようになつていきます。

1、暮しの中に防火のくふう
2、小さな火災予防をしなす

また本運動目的を遂げるために次のようないろいろの行事がありますので町民のみなさまのご協力を切にお願いします。

一、防火診断・全家庭と各事業所給油所の防火診断を行なつて不完全なものは改善する。

二、一日婦人消防隊・婦人会青年団のかたがたで一日婦人消防隊を編成して消防の仕事の見学・初期消火要領や防火座談会をする。

三、小中学生の防火パレード
四、立看板・懸垂幕・ポスターチラシによる警火心喚起

五、消防車の町内パレード
六、消防署および自衛消防隊の消火ならびに人命救助演習

七、学校・病院・幼稚園の防火と避難訓練

8、防火の標語、ポスター、図画の募集

土 木 工 事 現 況

この程完成した土木工事は次のとおりです。

一、町道十四号線第一期工事（岩戸橋・小田急線）延長三〇〇メートル幅員五・五〇メートル溝およびコンクリート管敷設

二、町道十五号線改修工事（小足立都営住宅前）延長七四〇メートル幅員六メートル溝敷設

三、町道二十八号線管渠工事（中学校前）延長四一〇メートル鉄筋コンクリート管敷設

四、寛東川改修工事（寛東東急団地脇）五〇〇メートル鉄筋コンクリート管敷設三二七メートル

都道の舗装工事着工
都道三十三号線（狛江農協前）の舗装工事はこの程ようやく着工され、年内には完了の予定です。

都道十五号線（水道橋・世田谷境）も近く着工の予定です。

選挙特集

投票時間がのびました

今回の衆議院選挙に限って
投票時間が今までより二時間
延長され、午前七時から午後
八時までとなりました。

補充選挙人名簿を
確かめてください

今回の選挙に使用する補充
選挙人名簿ができあがり、十
六日と十七日の両日午前八時
から午後五時までは、選挙
管理委員会にて縦覧に供して
います。

この期間内に、あなたの氏
名が載っているか、字に間違
いはないかを確かめてくださ
い。

公営ポスター掲示場は
十五個所に

今回の選挙に限り、公営選
挙運動用ポスター掲示場以外
には、ポスターをはることが
できないことになっていま
す。

町の選挙で設けた掲示場は
次の十五個所です。

設置の場所	地番
第二小学校バス停留所側	和泉 二六〇の二
富永力蔵宅前	小足立 八〇二
光湯前	和泉 四七九
狛江第一小学校へい	和泉二 一〇五
狛江食堂前	和泉二 九二六
つくばクリーニング店横	和泉二 四五八
清月庵西側道路端	猪方一 〇四七
和泉多摩川駅前	和泉二 六六八
高橋食品店横	駒井 二七二
岩戸公民館前	岩戸 五九三の三
慶岸寺前	岩戸一 四一一
岩戸八幡神社付近小田急団地前	岩戸一 五五二
中学校東側道路脇	和泉一 三六〇ノ二
清水商店横	寛東 三六〇
久野米店前	岩戸一 二二九

候補者の経歴公報を
配っています

今回の衆議院議員選挙の候
補者の経歴等を載せた「選挙
公報」と、最高裁判所裁判官
の「審査公報」を、さる十五
日から十八日までの予定で町
内全世帯に配っていますから
投票の参考にご利用くださ
い。

投票方法は
間違いなく

二十一日の選挙には、折角
の一票が無効になつたりしな
いように、次の要領に従つて
正しい方法で投票をしましよ
う。

投票用紙の交付

投票用紙は、衆議院議員選
挙の分と、国民審査の分とを
同時にお渡しします。

投票用紙の書き方

衆議院議員選挙の投票用紙
はタマゴ色で、衆議院議員選
挙と印刷してありますから、
所定のところに候補者の氏名
を書いてください。
国民審査の投票用紙は薄ミ
ドリ色で、審査に付される裁
判官の氏名が印刷してありま
すから「やめさせた方がよい」
と思う裁判官の名の上には×
を書き、「やめさせなくてよ
い」と思う裁判官については
何も書かないことになってい
ます。

選挙の問合せは

(四一六)三一四番へ

11月21日は

衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日です。

みんな投票しましょう。

すんだかと
孫もたずねる投票日



投票所は五個所です

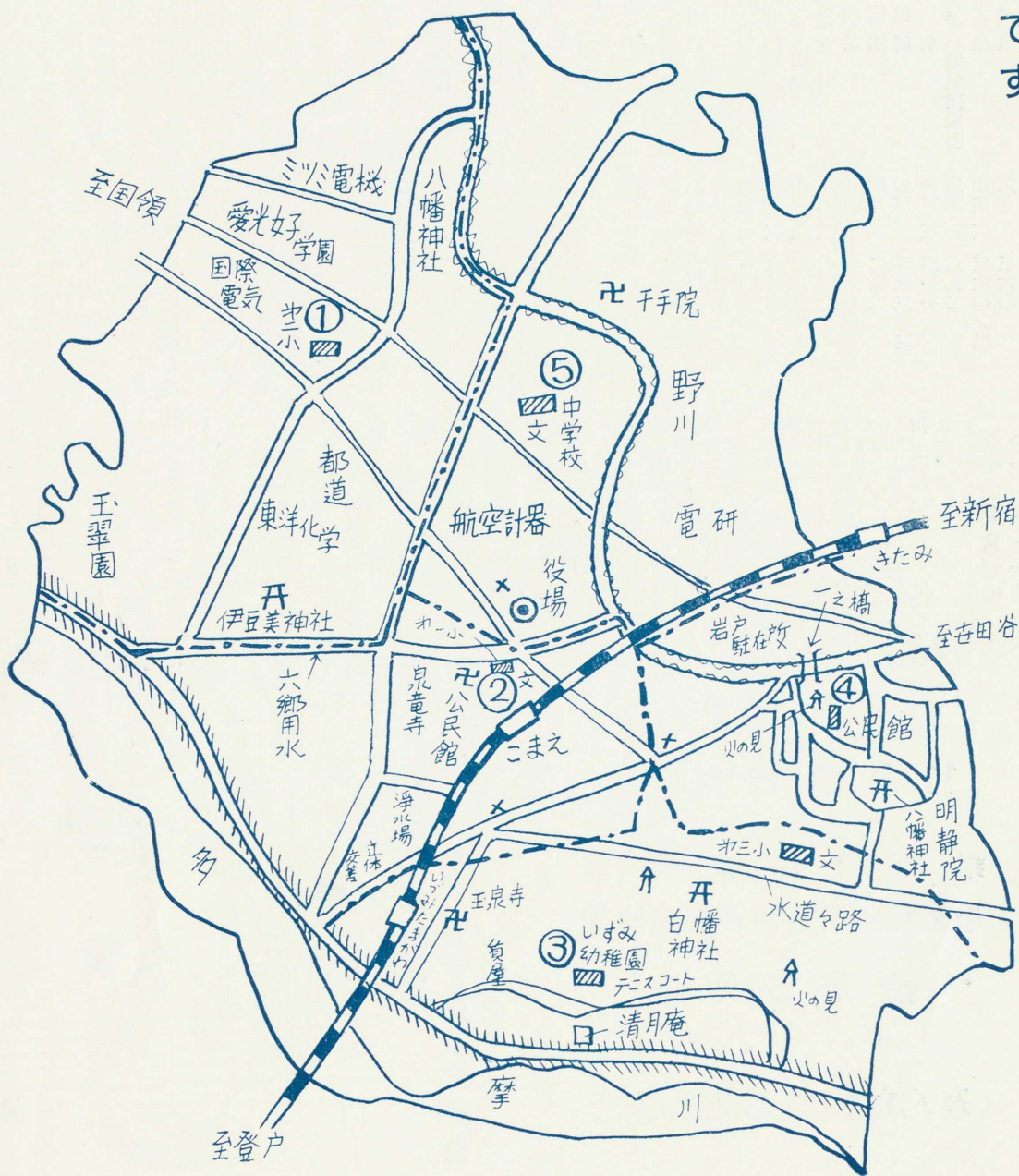
ご承知のとおり、きたる十一月二十一日の衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査が行なわれます。

狛江町の投票所は次の五個所で、すでに、みなさんのお手元に配布した入場券に、その居住している区域の投票所が印刷してあります。

また、最近狛江町に移った人のために、投票所の略図を下に載せましたからご利用ください。

- ① 第一投票所
第二小学校
- ② 第二投票所
狛江町公民館
- ③ 第三投票所
(第一小となり)
いずみ幼稚園
- ④ 第四投票所
岩戸公民館
- ⑤ 第五投票所
(バス一の橋前)
狛江中学校

狛江町投票区域図



予防注射を受けよう

今年12月までの予防接種の日割は次のとおりです。
対象者はもれなく受けてください。次期予防接種に影響します。

月 日	曜	予防接種別	実施会場	実施時間	実施対象
11月25日	月	小児マヒ	公民館	午後	第1期 S37.10.1~38.3.31
" 26日	火	第1期 1回	第2小学校	1.30~2.50	第2期 S36.1.1~30.3.31
" 27日	水	第2期	第3小学校		
" 30日	土	百日咳シフテリア (整理)	公民館	午後 1.30~2.50	S38.1.1~38.6.30
12月2日	月	種痘(接種)	第1小学校	午後	第2期 S32.4.2~33.4.1
" 3日	火	第2期	第2小学校	1.30~2.50	
" 4日	水		第3小学校		
" 9日	月	種痘(検診)	第1小学校	午後	第2期 S32.4.2~33.4.1
" 10日	火	第2期	第2小学校	1.30~2.50	
" 11日	水		第3小学校		
" 12日	木	小児マヒ	公民館	午後	第1期 S37.10.1~38.3.31
" 13日	金	第1期2回	第2小学校	1.30~2.50	第1期3回 S37.4.1~37.9.30
" 14日	土	第1期3回	第3小学校		
" 18日	水	第3期	第1小学校	午後	第3期 S32.4.2~33.4.1
" 19日	木	シフテリア	第2小学校	1.30~2.50	
" 20日	金	レントゲン	第3小学校		
12月27日	金	小児マヒ (整理)	公民館	午後 1.30~2.50	第1期・第2期

インフルエンザの予防

この病気は他の病気に比較しますと社会に及ぼす影響は非常に大きいものがあります。またインフルエンザにかかりやすい人は乳幼児、中学生、老人、妊産婦、呼吸器に慢性的の病気をもっている人などが多いということです。

伝染のしかた
インフルエンザにかかっている患者がセキ、クシヤミ、談笑したりするとき菌が出ます。

その症状は急に寒気、ふるえがし高熱が出ます。また手足の関節、筋肉の痛み、全身がだるく食欲がなくなると同時に鼻水、クシヤミ、セキ、タンが出、ときには鼻血がでたりします。

もしインフルエンザにかかりましたらまず安静、保温を第一です。入浴、外出、労働等をしますと再発することが多く、また高熱が出ますので頭を冷し、食物は消化しやすく栄養価の高いもの、水分の補給が必要です。

予防は治療にまさるというようにかかつてから手当をするのではなく、まず健康、栄養が第一で、次にウガイの励行、マスク使用、ヒフを丈夫にする、最後に予防注射をうけておくことが大切です。

大量の油火災消火

演習

十二月一日正午より、和泉多摩川において、狛江消防署の消火演習が行なわれますのでみなさんもご覧ください。

小口事業資金の貸付について

貸付について

町内で商工業および農業を営むかたがたに事業資金を融資しておりますのでご利用ください。

1、貸付限度額 一事業所三十万円まで。
2、利息 日歩二銭三厘。
3、償還方法 一ヶ月据置

五ヶ月割賦償還

申込人は引き続き二年以上町内に居住し、町内で一年以上その事業を営んでおり、町議会議員の選挙権があり、前

狛江町軟式野球大会

熱戦の火ぶたきる

教育委員会主催による町内軟式野球大会は四十チームの精鋭参加のもとにさる十月二十日中学校校庭において熱戦の火ぶたが切られました。

当日は多数選手参加のもとに、午前八時三十分より開会式が行なわれ、大会々長である石井町長のあいさつを始め、来賓の祝辞、選手代表の「スポーツマン精神にのっとり正々堂々とたたかうことを誓います。」と言う宣誓で式を終り、いよいよ林助役の始球式で第一戦が開始されました。

今後、十一月三日・十日・十七日・二十三日と中学校々庭のほか町営球場、国際電気球場等において四十チームのトーナメント方式により優勝が争われます。

町民の皆さんのご声援をお願いします。

年度までの町税を完納しているかたです。また確実な保証人一人以上を必要とします。

くわしくは役場産業課にご相談ください。

相談所

人権の上相談

毎月第四水曜日午後一時から四時まで

場所は役場、担当は人権擁護委員小尾外征年氏、本領信治郎氏です。

行政相談

毎月第三金曜日午後一時から四時まで

場所は役場、担当は行政相談委員宮崎武雄氏です。

家族計画相談

家族計画相談毎月第四水曜日午後一時半から

場所は公民館、担当は保健婦と指導員です。

育児相談

毎月第一水曜日に第二小第三金曜日に公民館が役

場で、受け付け時間は午後一時半から二時半です。

立川税務署だより

一、十一月は所得税第二期の納期にあたりますので次のとおり狛江町に係官を出張させて収納いたしますからこの出張場所を利用して納付されるよう望みます。なお今回は出張場所をこれまでより一個所ふやし、また最終日が土曜日のために二十九日も出張することとしましたからどちらか近い場所でお納めください。

(1)出張する日時
十一月二十九日(金)
午前十時~午後四時
十一月三十日(土)
午前十時~正午

(2)出張する場所
ア)狛江町役場
ハ)江戸屋ストア二階(和泉多摩川駅前通り)

二、最近立川税務署管内にも偽の国税庁職員が納税者のところへ行って名刺を提示して税金を受取つた例がありました。

税務署職員は必ず正規の身分証明書を持っておりますから、国税庁の職員が直接徴収に当ることはありませんので名刺の肩書等で信用することのないようご注意ください。

お米の通帳の切替え

例年どおり今年も十二月一日でお米の通帳を切替えますから旧通帳はなるべく早く皆さんが配給を受けているお米屋さんに返してください。

新通帳は十二月一日に各お米屋さんへ届けておきますから内容をよく確かめてから受けとってください。

お米の通帳は転入するに必要なたん重要な役割を果たすとともに住所の証明に必要の場合もありますから大切に取扱ってください。

三十八年度歳末たすけあい運動に協力を

今年も歳末たすけあい運動が十二月十八日より十二月二十二日まで行なわれます。恵まれない人々に暖かい愛の手で明るい新年を迎えることができるよう、皆さんのご協力をお願いいたします。

成人学校が開校されました

昭和三十八年度第二回目の狛江町成人学校が次のとおり開かれております。

参加者は家庭の主婦が主でお互いに忙しい時間をさいて

の出席です。で真剣なうちに和気あいあいと勉強がすすめられております。

教養科目は一科目だけでも受講できますのでどうぞ遠慮なくお出かけください。

教科内容および場所

受 講 日	場 所	科 目	教 科 内 容
10月30日 水曜日	第2小学校	教 養	○冬に備える健康管理
11月13日 第2水曜日	"	"	○生活慣習とその起源
" 27日 第4水曜日	"	"	○就学児童とその母親の心構え
" 月6・20日 第1・3水曜日	"	編 物	残り毛糸の利用法
" 月9・30日 第2・5土曜日	狛江中学校	料 理	温い麵料理他

※申込用紙は狛江町教育委員会に用意してあります。

野川のしゅんせつ工事着手

野川は本年になつて数度の氾濫をし、沿岸居住者各位に多大の不安と迷惑をおかけしておりますが、目下北多摩地方事務所において、新放水路の用地買収交渉に入るとともに、とりあへず現状の河川の

衛生掲示板

一、毎月十日は清掃デーです。住みよい環境をつくるため清掃につとめましょう。

二、汲取は汲取券にて願います。取扱店にて取扱つてます。

三、最近農家の肥料のために幼児が落ちる事故が目立っています。肥料のための持主は危険予防上また衛生上からも必ずふたを取り付けてください。

四、年末年始の汲取と塵芥収集の作業は十二月三十日の午前中で、新年は五日から行います。

五、いらなくなった犬は役場厚生課衛生係に連絡してください。

事務能率をめざして新しい役場に

ますます発展する科学の進歩はめざましいものがあります。わたしたちの生活環境も向上進歩していますが、あらゆるものが進んでいるかという現状はまだまだそこま

でいつておりません。

「お役所仕事」ということばがあり世間では非能率、不親切の代名詞のごとくいわれております。このようなことは放置されるはずはありません。目ざましい町の発展にともなつて役場事務からこれらをなくすることは、理事者、職員に課せられた時代の要求であります。狛江町では本年八月町の行政事務改善委員会を設け、委員長に林助役、委員に

各課長をもつて委員会を編成しました。役場事務能率の向上をめざして町民のかたがたへのサービスをよりよくするため企画検討しております。

転出入されるかたへ

転出入の手続のため再度役場において願うことはみなさんがたにも迷惑のことと思ひますので転出入届をしようとするかたは次の事を続んで手続の参考にしていただきます。

ねづみを退治しよう



次の日割により、「ねづみ」退治の薬剤を無料配布しますから、最寄りの場所においてください。

○殺そ剤配布の日割

配布日	字 別	場 所	時 間
十二月一日(日)	上和泉名竹	午前九時三十分～午後一時三十分	三時三十分
十二月二日(月)	和泉名竹	同上	同上
十二月三日(火)	和泉名竹	同上	同上
十二月四日(水)	和泉名竹	同上	同上
十二月五日(木)	和泉名竹	同上	同上
十二月六日(金)	和泉名竹	同上	同上
十二月七日(土)	和泉名竹	同上	同上
十二月八日(日)	和泉名竹	同上	同上

（一）転出入されるかたへ
転出されるかたは配給を受けているお米屋さんにお米の通帳を持参し転出する旨を申し出てください。お米屋さんでみなさんが持参した通帳に必要な事項を記入して返してください。それを役場第二庁舎の産業課窓口（窓口番号八番）にある異動申告書の必要事項を記入し通帳と異動申告書を係に提出してください。係は異動申告書によつて転出証明書を作成するほか関係ある係にお回りいただくことになりまますので係の質問にお答へできるかたが来庁することを望んでおります。

（二）転入届をされるかたへ
転入届をしようとするかたはお米の通帳と転出証明書（役場第二庁舎戸籍課（窓口番号七）に申し出てください。戸籍課登録係で住民登録をすませるから配給の手続をしていただくこととなります。配給の手続をするにあつてお米屋さんを「どこに」決めますから転出する場合がありまますから転出するか同様に質問にお答へできるかたが来庁することを望んでおります。

この届出に特に注意していただくことは転出証明書の有効期間と住民登録をすませる期日とが違ひますから注意してください。

なお転出入の届をするさいに世帯主の印鑑を必要としまますから必ずご用意ください。